

各位

会社名 中小企業ホールディングス(株)  
 (旧社名 クレアホールディングス(株))  
 代表者名 代表取締役社長 岡本武之  
 (コード番号 1757 東証第2部)  
 問合せ先 代表取締役社長 岡本武之  
 (Tel. 03-5775-2100)

(開示事項の経過) 「簡易株式交換による(株)オンサイトスクリーンの完全子会社化、  
 主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」に係る経過説明について

当社は、2021年1月14日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、株式会社オンサイトスクリーン（以下「オンサイト社」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することについて決議いたしました。今現在、本株式交換を実施するかどうかについての最終的な判断に向けた精査を継続中であり、その状況についてご説明申し上げます。

## 記

## 1. 本株式交換の経緯

以下、本株式交換について過去の開示を列挙いたします。

開示年月日 / 開示事項	開示概要
2021年1月14日付 「簡易株式交換による(株)オンサイトスクリーンの完全子会社化、主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」	以下の概要での株式交換を行うことを取締役会で決議し、オンサイト社との間で株式交換契約を締結した。 本株式交換の内容 株式交換割当比率 オンサイト社株式1株に対し当社株式819,225株 株式交換により発行する新株式数 当社普通株式49,153,500株 取締役会決議日：2021年1月14日 株式交換効力発生予定日：2021年2月4日 株式交換の方法 簡易株式交換 主要株主である筆頭株主の異動 本株式交換が実施されるとオンサイト社の株主である(株)CAVA プランニングが当社の主要株主である筆頭株主になる。 異動前：保有株式数0株（議決権割合0%） 異動後：保有株式数49,153,500株（議決権割合16.47%） (株主順位1位)
2021年2月1日付 「株主による株式交換差止の仮処分命令の申立てに関するお知らせ」	本株式交換について、以下を概要として当社株主を申立人とする株式交換差止の仮処分命令の申立てがなされた。 申立てがなされた裁判所：東京地方裁判所 申立てがなされた年月日：2021年1月29日 申立人：オリオン1号投資事業有限責任組合

	申立の内容：当社（債務者）に対して「債務者による令和3年1月14日の取締役会決議に基づく簡易株式交換を仮に差し止める」ことを求める。
2021年2月2日付 「株主による株式交換差止め仮処分の決定に関するお知らせ」	当社は、株主による本株式交換差止めの仮処分命令の申立てに対し、2021年2月1日に東京地方裁判所に対して答弁書を提出し、申立ての却下を求めていたが、同日、同裁判所において異議申立てを認める仮処分決定がなされた。
2021年2月3日付 「株主による株式交換差止め仮処分決定に対する保全異議申立てに関するお知らせ」	当社は、2021年2月2日に東京地方裁判所によりなされた本株式交換に関する仮処分決定に対し、概要、以下の異議の申立てを行った。 異議申立てを行った裁判所：東京地方裁判所 異議申立てを行った年月日：2021年2月3日 異議申し立ての内容：東京地方裁判所が2021年2月2日に行った本決定を取消すとともに、申立人（オリオン1号投資事業有限責任組合）の申立てを却下することを求める。
2021年2月3日付 「㈱オンサイトスクリーンとの株式交換の効力発生日の延期に関するお知らせ」	東京地方裁判所において、2021年2月1日、本株式交換差止めの仮処分決定がなされた状況の下、本株式交換の当初の効力発生予定日（2021年2月4日）が迫っている状況に鑑み、本株式交換の効力発生日を延期することとし、オンサイト社との間で合意した。
2021年2月9日付 「㈱オンサイトスクリーンとの株式交換契約承認の件の臨時株主総会付議に関するお知らせ」	2021年2月24日に開催を予定する臨時株主総会において本株式交換の承認を第1号議案として付議することを取締役会で決議した。
2021年2月22日付 「臨時株主総会の開催中止、及び基準日取消しに関するお知らせ」	当社株主であるオリオン1号投資事業有限責任組合の無限代表組合員であるセノーテキャピタル株式会社（以下「セノーテ社」といいます。）が、2021年2月24日予定の臨時株主総会に向けて、セノーテ社に都合の良い情報によって株主を勧誘する可能性があり、セノーテ社が勧誘した株主様も含むすべての株主様の公平な判断を仰ぐことが困難と判断し、臨時株主総会の開催を中止することを取締役会議で決議した。
2021年3月23日付 「㈱オンサイトスクリーンとの株式交換の効力発生日の延期に関するお知らせ」	本株式交換の効力発生予定日としていた2021年3月23日までに臨時株主総会に諮ることができなかったため、株式交換の効力発生日を延期した。
2021年4月14日付 「会社招集による臨時株主総会の開催、及び付議議案の決定に関するお知らせ」	2021年3月31日を基準日とした臨時株主総会を2021年4月30日に開催し、同総会において決議事項として本株式交換を付議することについて取締役会で決議した。
2021年4月21日付 「会社による臨時株主総会の開催中止、及び基準日取消しに関するお知らせ」	同日開催の臨時株主総会において取締役（旧経営陣）4名の解任及び新任取締役4名（新経営陣）の選任議案が可決され、経営体制が刷新されたことにより、本株式交換に関し新経営陣により改めて、オンサイト社との面談等を通じた同社の事業内容・状況を確認、及び本株式交換の条件等の精査を行う必要があると判断し、本株式交換の決議を目的とした2021年4月30日開催予定の臨時株主総会の中止及び基準日の取消しを取締役会で決議した。

（上記の開示事項の詳細については、過去の個別開示をご参照願います。）

本日時点で、オンサイト社との本株式交換に関する当社による精査作業として、事業内容・状況を確認する目的で同社の2021年5月期の決算書類一式（決算が確定していない場合、同期（12か月分）の月次試算表）及び同期の事業（検査装置販売事業・検査装置レンタル事業・感染検査事業・イベント事業等）の状況に関する資料の提供を求めています。

## 2. 今後の見通し

当社としては、オンサイト社の業績や事業内容等を改めて確認し、株式交換比率を含む本株式交換の諸条件を十分精査したうえで、株主総会に諮るべきかを含め、検討すべきであると考えております。

本株式交換について開示すべき事象が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上